

感染症対策に「決定打」はない 細かい取り組みを積み重ねていく

職員11人が新型コロナウイルスに感染、クラスター発生が確認され、本庁舎全面閉鎖に至った大津市。現在は、滋賀県と市保健所の合同チームによる報告書を受け、さまざまな感染防止策を講じている。一連の経緯や、この異例の事態から学ぶべき教訓などを取材した。

感染者が続出するなか 立て続けに対策を実施

最初に、本庁舎全面閉鎖に至るまでの経緯を振り返ってみよう(以下、表1参照)。

本庁舎で最初の新型コロナウイルス感染が確認されたのは4月11日、都市計画部に勤務する40歳代の管理職だった。その後、14日までに同部で2人、16日から20日にかけて建設部で8人の計11人の感染が確認され、5〜7人目の感染が確認された17日には、大津市保健所がクラスター(感染者集団)の発生を認めている。

こうした状況に対し市では、都市計画部と建設部がある本館3階及び4階の西側エリアを閉鎖、最終的に2つの部に勤務する全職員260人

を自宅待機とした。本館5階・仮執

務室の応援職員15人にも同じ措置がとられた。都市計画部の業務縮小に伴い設置された仮執務室には、同部の業務経験を持つ他部局の職員が臨時に配置されたが、その中に建設部の感染者が含まれていたためだった。閉鎖中は、管財課職員及び清掃業者が執務室と共用部分の消毒を実施した。

並行して、全庁的な感染拡大防止策も進められた。

13日には、本庁舎全体の共用部分(エレベータボタンや階段手すりなど)を、水拭きからアルコール消毒へ変更することとし、清掃業者に依頼した。アルコール消毒液は、管財課から提供した。

また、出勤前の体温測定の実行は



大津市役所本庁舎は、本館、新館、別館に分かれており、それぞれが連絡通路で結ばれている。本館は東西のエリアに分かれており、今回は3・4階の西エリアで感染者が発生した。写真は本館・正面と東側エリア。



総務部人事課長の神崎 秀夫さん

4月8日付庁内通知で示していたが、13日からは健康観察を開始。庁内通知で体温・体調を記録する様式を示したうえで、風邪症状等のある職員については、所属長を通じ人事課職員支援室に毎日報告することを義務づけた。職員支援室では、感染者が発生した部局については体調不良者全員に、未発生の部局については、症状が3日以上継続している職員に対し、電話による問診を行うことと

した。本人だけではなく家族も含みPCR検査を受検した職員には、職員支援室に報告することも義務づけた。13日付庁内通知ではそのほか、勤務時間中のこまめな換気と執務室の清拭も促した。

感染を完全に絶つには 本庁舎全面閉鎖が妥当

15日には、新型コロナウイルス感染症に対応すべく改定作業が行われていた「新型コロナウイルス等対策業務継続計画(暫定版)」が発表され、同計画第3段階・感染拡大期にあるとして、業務縮小・休止の具体的な検討に入った。

市保健所がクラスター発生を認め、17日には、消防局と、上下水道・都市ガス業務を担う企業局を除く、本庁全職員約1,200人を対象に、隔日による2交替制勤務を行うことを決定。週明けの20日から実施に移されたものの、その間に建設部で新たに4例の感染者が確認された。また健康観察から、連日、発熱者が出ていることも判明していた。

この時点で、職員間の感染を完全に絶つためには2交替制では不十分

であり、本庁舎全面閉鎖が妥当という結論に至った。業務を継続すれば、職員の不安が高まることや、市民・事業者への感染リスクも高めることにつながりかねないことを踏まえた判断だった。閉鎖期間は4月25日から5月6日までの12日間で、2交替制勤務と同じく消防局と企業局は除外すること、市内36カ所の支所は開庁、外部委託しているコールセンターも稼働させることが決まった。

翌21日には、佐藤健司市長が記者会見でその旨を公表。この日は、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班情報・疫学統計チームと市保健所が来庁、関係者へのヒアリングと感染者発生フロアの巡視も行っている。

市民サービスへの影響は 最小限に抑えられたが…

12日間という閉鎖期間は、14日間とされる新型コロナウイルスの最大潜伏期間には足りないが、市民サービスへの影響を考えれば、最大限の日数だった。実際、ゴールデンウィークを含むため実質4日間の閉鎖であり、支所とコールセンターが稼働したこともあって、影響は最小限に抑えられたという。

「ただ、それでも市民の方からは、

厳しい声を頂戴しました」と語るのは、総務部人事課長の神崎秀夫さんだ。批判は、不便さに対するものだけでなく、「本庁閉鎖など聞いたことがない。全国の恥だ」「感染した職員の名前を公表せよ」「市職員は、公共交通機関で通勤するな」という、感染者へのステイグマ(差別・偏見)さえ感じさせるものもあった。ただ、そんな批判も招いてしまうほどに、本庁舎全面閉鎖は重い出来事だったと神崎さんは受け止めている。

ちなみに大津市では以前、支所を10カ所に集約することが検討されたものの、市民や議会の反対により、昨年には36カ所すべてを残す方向でひとまずの決着を見た。それが今回、図らずもリスクヘッジとして機能した。行政のスリム化は当然、必要だが、パンデミックや自然災害など緊急事態発生時を考えると、どこまでスリム化を進めるのか、その程度は慎重に考える必要があるといえよう。

閉鎖期間中は、清掃業者が庁内と公用車の噴霧消毒※を実施。また濃厚接触者と感染疑いのある職員計106人のPCR検査の結果も出て、全員陰性であることが確認された。感染疑いのある職員とは、健康観察の結果から職員支援室の産業医と保

表1 本庁舎全面閉鎖に至るまでの経緯

	感染者	本庁舎本館3・4Fの状況	全体の状況
11 土	1例目 都市計画部 A所属	●濃厚接触者自宅待機へ ●A所属と3F西側エリア共用部分消毒	
12 日			
13 月	2例目 B所属	●A所属、通常業務へ	●共用部分アルコール消毒開始【本庁舎】 ●健康観察開始【全庁】約2,300人 ●庁内通知(換気・手洗い等、感染拡大防止策の徹底)【本庁舎】
14 火	3例目 C所属	●3F西側エリア閉鎖	●窓口への飛沫感染防止フィルム設置【本庁舎】
15 水		●都市計画部全職員(120人)自宅待機へ ●都市計画部業務縮小 →5F西側エリア仮執務室設置(応援職員15人)	●業務継続計画 第3段階(業務縮小・休止)【全庁】
16 木	4例目 建設部 D所属	●4F西側エリア閉鎖 ●建設部D所属全職員(35人)自宅待機へ	※国・緊急事態宣言を全国に拡大
17 金	5~7例目 D所属		●市保健所 クラスター発生確認 2交替制勤務(隔日)決定
18 土	8例目 D所属 9例目 E所属		
19 日	10例目 E所属	●建設部E所属全職員(26人)自宅待機へ ●5F応援職員全員(15人)自宅待機へ	
20 月	11例目 F所属	●建設部職員全員(140人)自宅待機へ	●2交替制勤務(隔日)開始【本庁舎】約1,200人
21 火			●本庁舎全面閉鎖を決定 ●県と市保健所 実地調査
22 水			
23 木			●テレワーク運用拡大【全庁】 ●庁内通知(家庭内の注意点)【全庁】
24 金			
4/25~5/6 本庁舎全面閉鎖 消防局・企画局は除く・36支所は開庁			

※編集部注 次亜塩素酸水を含む消毒液を噴霧。経済産業省は6月9日付「ファクトシート」で空間への噴霧について健康リスクを招く可能性があるとする世界保健機関(WHO)の見解を紹介。同26日には厚生労働省と合同で、次亜塩素酸水を含む消毒薬について、物品の消毒についてのみ推奨している。

写真で見る大津市役所の感染防止策



建物の制約から、デスク間隔を2m空けるのは現実的には不可能だが、隣と対面に仕切りを設置し、飛沫感染を防ぐ



狭く、換気も不十分な更衣室。入口に番号札を設け、一度に利用する人数を制限



Before



After



食事中は、飛沫感染のリスクが高くなる。職員の食事スペースは席の間隔を空け、感染リスク低減を図る。写真上はクラスター発生前、下が発生後。テーブルを勝手に移動させない注意書きも

感染防止対策は「適切に行われた」

健康スタッフが、風邪症状等がある職員をピックアップ、帰国者・接触者相談センターへの相談を促し、PCR検査につなげた例で、その数は4人だった。

5月7日、最後の感染者が確認された4月20日から14日間以上、新たな感染者が発生しなかったことから、予定どおり本庁舎の閉鎖が解除された。2交替制勤務は継続されたが、間隔は隔日から隔週に変更した。隔週勤務ならば、感染者が出たときに、すぐにそのチーム全員を自宅待機とし、別のチームに替えることができ

るため、感染拡大防止により有効という理由からだった。

5月21日には、県と市保健所合同チームによる、クラスター発生に関する最終報告書が提出された。

最終報告書は感染源や感染経路について、聞き取りの結果、感染者11人が関連すると思われる機会を把握することはできず、「不明」と結論づけた。執務環境については、デスク間隔や換気の不十分さなどのリスクを指摘する一方、それらは「一般的な公務所と同様」との考察も示した。フロアの閉鎖・消毒や健康観察の実施など感染拡大防止対策に関しては「適切に行われた」とし、本庁舎全面閉鎖についても「4月21日時点で

考えられる最も有効な感染防止対策の一手段であった」と評価した。

また、4月25日の全面閉鎖開始後、14日間、職員に新たな感染が確認されなかったことから、5月8日の時点でクラスターは終息していたとの判断を示した。

換気や消毒は徹底 デスクの間隔確保は困難

市ではこの最終報告を受け対策を検討、5月25日に公表した。表2からわかるように、提言の各項目に沿って、さまざまな対策を打ち出したが、実際には、徹底して実施できない対策とできない対策がある。

執務室の換気と共用部分の消毒は、

前者だ。1日4回(朝・昼休み前・15時・終業前)、庁内放送で呼びかけ、窓を開けたり、共用の固定電話やコピー機の消毒を行ったりするなど、全職員が一齐に取り組んでいる。

職員の勤務体制に関しても、2交替制勤務は5月いっぱいまで終了したもの、在宅勤務や時差出勤は拡大が図られている。クラスター発生前の3月の時点でも、在宅勤務の条件に濃厚接触が疑われることなどを追加、時差出勤も公共交通機関を利用する職員全員を対象を拡大している。また、本庁舎全面閉鎖の直前には、自宅から庁内の自分の端末を遠隔操作できるようにシステムを変更、専用端末なしでの在宅勤務を可能とするなど、勤務体制変更に当たったの迅速な対応が際立っている。

大津市ではコロナ禍前から、育児や介護中の職員を対象とする在宅勤務や時差出勤など、働き方改革に取り組んできた。今回の迅速な対応は、こうしたベースが事前にあったからこそ可能だったという。

健康観察にも触れておきたい。現在はオンラインによる電子申請システムを利用し、体調不良等で休む場合は、職員が自宅から直接、職員支援室に報告できるようになっている。

表2 「提言」と「対応策」

最終報告の提言		対応策
①	市庁舎内において、「密閉空間」「密集場所」と「密接場面」の全てを避ける	● 4月13日付庁内通知（終日もしくは1時間ごとの換気）を継続
	職員間に2m以上の間隔を空ける又はパーテーションによる飛沫防止	● 業務机は職員間2m以上の間隔を設ける ● 間隔を設けられない場合は、段ボール等を利用したパーテーションを設置
	2交代勤務の継続・時差出勤の活用	● 5月31日で2交代制勤務は解除するが、在宅勤務、時差出勤は継続
②	体調異常者が、自宅療養もしくは在宅勤務できる職場環境を構築	● 4月8日付庁内通知で出勤前の体温測定を周知 ● 4月13日付庁内通知で検温結果を各人が記録する様式を作成し徹底
	体調異常を認めた場合は出勤を控える	● 風邪症状のある職員は、出勤を控えるようにしており、所属長による体調確認で徹底している
	体調異常者を把握するシステムを構築	● 4月13日付通知で所属長による所属職員の体調管理の把握を義務付け、筆頭課を通じて、職員支援室へ報告するシステムとしており、今後も継続する ● 健康観察アプリの導入の検討
③	全ての職員が、手指衛生及び咳エチケットを遵守し、就業中にマスクを着用する	● 全職員マスク着用 ● 出勤後、昼食前、協議・面談前後の手洗いの徹底
④	風邪様症状を認めた職員は、家族内の感染拡大を予防するために、できる限り、他の家族と部屋及び物品を区別すること	● 4月23日付庁内通知で、厚生労働省「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」を周知
⑤	確定診断された職員は、退院後4週間、手洗い、咳エチケット及び健康観察を強化すること	● 確定診断を受けた者に対しては、退院後、主治医の意見をもとに出勤を認め、復帰後は、所属及び職員支援室で、健康観察を継続する
⑥	職場環境の衛生管理を徹底すること	● 午前2回、午後2回、共用部分の消毒を実施 ● 庁内放送で、職員向けに消毒、手洗い、換気の徹底を周知(3回/日)※現在は4回
	高頻度接触面の適切な消毒	● 共用物品を使用した場合は、手洗い又は手指を消毒することとする
	共用物品の使用前後に手指衛生を徹底	● 4月13日から実施（本文参照）
⑦	管財課は、清掃業者に対し、通常清掃の際に消毒も行うよう依頼	
	その他	● 今後も、感染防止に有効な対策を検討し、随時実施していく ● 各部局の安全・衛生委員会又は安全衛生推進者による着実な感染拡大防止策の実施 ● 3密を回避するため、会議室や空きスペースを執務室として利用できる環境とする



総務部人事課長補佐の高橋 宏司さん

一方、困難なのがデスク同士の間隔確保だ。昭和42年竣工の本庁舎本館は、当時と比べ飛躍的に増加した事務量などにより狭隘化が進んでいる。その中でデスク間に2mの間隔をつくることは現実的に不可能であり、仕切りを設置するのが精一杯だ。感染者を出した所属でも机の配置は以前のままでという。ただ建設部では、支所の会議室に執務室を分散させるという対策を講じている。

庁舎の古さに起因する困難さは、まだある。感染者が出た本館西側エリアには、1フロアにつきトイレが1、2カ所しかない。それを100人以上で利用せざるを得ない状況は、当然現在も変わらず、感染防止には、手指消毒を徹底するしかない。

会議室や更衣室も狭く、サーキュレータによる換気を励行するほか、更衣室では番号札を用意し、一度に利用する人数を制限するなどの工夫で対応しているのが現状だ。

危機感が緩まないよう 注意喚起を続けていく

こうした困難さを抱えつつ、今後、感染症対策をどう進めていくのか。人事課課長補佐の高橋宏司さんは、こう語る。「今はまだ、危機感が続いているから、職員は対策を『自分ごと』としてとらえ、熱心に取り組んでいます。時間が経ってもこれが緩まないように、注意喚起を続けていきたい」。

一方、神崎さんは「感染症対策には『これをすれば完璧』という決定打はなく、細かい取り組みを積み重ねていくしかありません」としたうえで、感染者が出て、業務をいかに継続していくかということも、組織として考えておく重要性を強調する。

前述のように大津市では、コロナ禍前からの働き方改革の取り組みが感染拡大防止策につながり、支所を温存したことは、本庁舎全面閉鎖のなかでの業務継続に寄与した。

大津市の事例は、ウィズコロナ時代における公務職場の感染症対策について、平時からの基礎自治体としてのあり方も含め、多くの示唆を与えてくれるといえそうだ。